

特定非営利活動法人くさつ未来プロジェクト・役員報酬規程

1. 目的

本規定は、特定非営利活動法人くさつ未来プロジェクトの理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定める。

2. 役員報酬

（1）役員には報酬を支払うことができる。

（2）役員報酬を支払うべき役員及び報酬額は、理事会において審議し決定する。

3. 支払い

役員報酬は、原則として月額支払いとする。ただし、これによりがたい場合は、支払方法等について理事会で変更することができる。

4. その他

本規定に定めのない事項は、その都度、代表理事が理事会に諮って決定する。

附則

本規定は 2018 年 4 月 1 日から施工する。

2018 年 5 月 20 日理事会承認